

新宿区教育委員会会議録

平成21年第4回定例会

平成21年4月3日

新宿区教育委員会

平成21年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成21年4月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時01分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世志子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
事 務 取 扱			
学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之	副 参 事	松 田 浩 一
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛
文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

選 挙

- 日程第 1 新宿区教育委員会委員長の選挙について
- 日程第 2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

報 告

- 1 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について（教育政策課長）
- 2 平成 2 0 年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について（教育指導課長）
- 3 平成 2 1 年度小学校移動教室「伊那農林体験移動教室」の実施について（教育指導課長）
- 4 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について（中央図書館長）
- 5 諮問第 1 3 号「近代以降の資料に関する取扱いについて」の答申について（文化観光国際課長）
- 6 その他

開 会

木島委員長 ただいまから、平成21年新宿区教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

白井委員長職務代理者 はい、了解いたしました。

木島委員長 本日は、「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第3条により、補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので御承知おきください。

新宿区教育委員会委員長の選挙

木島委員長 それでは、まず選挙を行います。

「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙」を行います。

委員長の選挙について、事務局から説明をお願いいたします。

はい、どうぞ、教育政策課長。

教育政策課長 教育政策課長です。

日程第1は、現委員長の任期が5月1日をもって満了し、教育委員会の設置を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条第1項の規定に基づき、5月2日より就任する委員長を教育委員会で選挙するというものでございます。

なお、同項に「教育長に任命された委員を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない」と規定されてございますので、教育長以外の委員から選挙いただくというものでございます。

新たに選任される委員長の任期は、同法第12条第2項に1年と定められておりますので、平成21年5月2日から平成22年5月1日までとなります。

選挙の方法ですが、新宿区教育委員会会議規則の第6条の規定では、単記無記名投票が原則となっておりますけれども、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができることになっております。

単記無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選

者といたします。

また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、被指名人を除いた出席委員全員の同意があった者をもって当選者いたしますという規定でございますので、よろしく願いいたします。

木島委員長 それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りいたします。御発議の方はどうぞ。

はい、羽原委員。

羽原委員 選挙は指名推選で行うよう提案いたします。

木島委員長 ただいま、羽原委員より指名推選の御提案がありました。

指名推選により行うということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 異議なしと認め、委員長の選挙は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞ。

はい、羽原委員。

羽原委員 委員長には白井委員を推薦したいと思います。

木島委員長 ただいま、白井委員が指名推選されました。

ほかに御発言の方はどうぞ。

〔なしの発言〕

木島委員長 ないようです。

それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかをお諮りいたします。

指名推選のとおり白井委員を委員長に決定することに同意される方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

木島委員長 それでは、被指名人を除き出席委員全員の同意がありましたので、「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」は、白井委員で決定いたしました。

新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定

木島委員長 次に、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

はい、政策課長、どうぞ。

教育政策課長 日程第2は、委員長職務代理者の指定に関するものでございまして、職務代理者の任期は、新宿区教育委員会会議規則の第7条の規定により、その指定の時から次の委員長選挙までとなっております。日程第1の委員長選挙により現委員長の職務代理者の任期が満了しましたので、改めて職務代理者を指定いただくものでございます。

指定方法は、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則でございますが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

以上です。

木島委員長 それでは、委員長職務代理者の指定を行います。

指定方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、指定方法についてお諮りいたします。

御発議のある方はどうぞ。

はい、教育長、どうぞ。

教育長 指定は、指名推選で行うことを提案いたします。

木島委員長 ただいま、石崎教育長より指名推選の提案がありました。

指名推選により行うということよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 異議なしと認め、委員長職務代理者の指定は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞ。

はい、どうぞ。

教育長 委員長の御推薦で指定してはいかがかと思えます。

木島委員長 石崎教育長より私の推薦で指定を行う提案がありましたが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、私は、委員長職務代理者に羽原委員を推薦いたしますが、ほかに御発言の方はどうぞ。

〔なしの発言〕

木島委員長 では、被指名人を当選者と定めるかどうかをお諮りします。

指名推選のとおり羽原委員を委員長職務代理者に決定することに同意される方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

木島委員長 それでは、被指名人を除き出席委員全員の同意がありましたので、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について」は、羽原委員で決定いたしました。

なお、委員長職務代理者は、この指定により、指定の時から任期が開始することになります。

以上で本日の選挙は終了いたしました。

報告1 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について

報告2 平成20年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について

報告3 平成21年度小学校移動教室「伊那農林体験移動教室」の実施について

報告4 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

報告5 諮問第13号「近代以降の資料に関する取扱いについて」の答申について

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告5までについて一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長、どうぞ。

教育政策課長 では、私のほうから資料に基づきまして報告をさせていただきます。

報告の1でございますが、教育委員会事務局の幹部職員に異動がございましたので、異動者につきまして、ここで御紹介させていただきます。

まず、教育委員会事務局次長の小柳俊彦でございます。

次長 よろしく願いいたします。

教育政策課長 中央図書館長からの異動でございます。

次に、中央図書館長の野田勉でございます。

中央図書館長 どうぞよろしくお願いいたします。

教育政策課長 総合政策部の企画政策課長からの異動でございます。

次に、教育委員会事務局副参事（新図書館・学校情報化推進担当）の松田浩一でございます。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） よろしくお願いいたします。

教育政策課長 健康部の健康推進課健康推進係長からの昇任でございます。

次に、教育委員会事務局の学校運営課長、齊藤正之でございます。

学校運営課長 よろしくお願いいたします。

教育政策課長 教育委員会事務局の幼保連携・子ども園等推進担当からの異動でございます。

なお、申しおくれましたが、私、議会事務局次長からの転任でございまして、教育政策課長を務めさせていただきます竹若でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、参考のほうに、退職と転出者の資料もございますので、あわせて御参考にござんくださいませ。

以上でございます。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 教育指導課長でございます。

私のほうからは、報告の2と3につきまして御報告申し上げたいと思います。

まず、2でございます。平成20年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰についてでございます。

これにつきましては、去る3月17日の日に教育長のほうより、この5階の大会議室におきまして表彰を行わせていただいたものでございます。団体が4件、そして2枚目をめくっていただきますと、個人のほうで小学生が2件、中学生が2件といったところでございます。

まず、団体の4件でございますけれども、1件目が、新宿区立牛込仲之小学校ということで、ちょうど平成19年度が100周年ということでございまして、その100周年の記念として、20年3月にギネスに挑戦ということで117人118脚を行いまして、見事成功したといったものでございます。

2番目が、新宿区立牛込第三中学校でございます。昨年の夏に行われました第48回東京都中学校吹奏楽連盟の主催のコンクールにおきまして、35名以内のB組で金賞を取ったということでございます。

3点目が、新宿区立西戸山中学校駅伝競走男子チームが、第61回東京都中学校駅伝競争大会において、大会新記録で優勝したといったものでございます。

最後に4点目が、新宿シニアチームという、いわゆるクラブチームでございますけれども、2008年度全日本リトルシニア関東連盟東京大会東京支部秋季大会におきまして優勝したというもの、そして全日本リトルシニア関東連盟秋季大会で第4位になったというもので表彰

したものでございます。

続きまして、個人でございます。

小学校の1点目です。新宿区立市谷小学校、西沢樹さん。第9回の全日本少年フェンシング団体選手権大会において、小学生男子フルーレの部、優勝。そして同じく小学生男子サーブルの部、優勝というものでございます。

続きまして、2点目、新宿区立牛込仲之小学校、平野翔大さん。第29回文部科学大臣杯少年少女囲碁大会全国大会において、小学校の部、優勝ということでございました。

続きまして、中学生の部でございます。

1点目、新宿区立四谷中学校、福島はづきさん、金智恵さん、稲田満理絵さんの3名でございます。全国中学生創造ものづくりフェア in Tokyo全国中学生ものづくり競技大会におきまして、東京大会、第1位でございます。その後、全国大会で東京都代表として優秀賞を獲得したというものでございます。

最後に、新宿区立落合第二中学校、西原寛人さん。全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会におきまして、男子13歳～14歳、50メートル背泳で第1位、同じく100メートルで第3位に入ったというものでございます。

以上、報告2でございます。

続きまして、報告3に移らせていただきます。

平成21年度小学校移動教室「伊那農林体験移動教室」の実施についてというものでございます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

本区におきましては、小学生の移動教室は小学校6年生におきまして、従来、館山と日光と箱根の3カ所のうちから、前年度に校長会のほうでの日程調整と、そして各学校からの希望によりまして、この3地区のいずれかを選んでもらうといったような形で移動教室を進めていたところでございます。

しかしながら、この間、議会等々でも新宿の子たちですので、より一層、自然体験、農業体験を積ませたいと、何かできないだろうかという、そんなような御提案もございました。その中で、昨年度、小学校長会等、私ども教育指導課の事務局のほうで1年間かけまして模索しましたところ、本区と友好提携都市を結んでおります伊那市の御協力によりまして、農業体験が可能であるといった運びになりまして、実際にこれをプログラム化いたしまして、そして希望をとったところ、今年度につきましては、春に2校、秋に2校の4校、体験をす

ることになったということの御報告でございます。

体験の内容といたしましては、稲作体験と森林体験、そしてファーム体験の3種類でございます。

まず、稲作体験でございますけれども、JA上伊那というところに委託をいたしまして、10アールの土地を2区画借り上げております。そしてその田んぼの管理、そして子どもたちへの体験指導を委託をしたというものでございます。

また、森林体験につきましては、NPO法人「伊那谷森と人を結ぶ協議会」のほうに委託をいたしまして、森の話をしていただいたり、実際の伐倒、枝払い、あるいはクラフトづくり等々の指導をしていただくといったもので委託をするものでございます。

最後に、伊那市の御協力による伊那市のファームで、季節によりまして、5月はアスパラ、イチゴ狩り、あるいは9月はブドウ、リンゴ等々、各種体験をさせていただくというものでございます。

裏面をごらんいただきますと、プログラムとして、2泊3日こんな体験ができるといった例も載せているところでございます。今後、実践いたしまして、学校のほうで具体的なプログラムを作成するといったところでございます。

以上、2点でございました。

木島委員長 はい、どうぞ。

中央図書館長 それでは、私のほうから報告4、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について御報告をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。

これは本年3月16日に新宿区子ども読書活動推進会議が開催されております。そこで、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」における数値目標の平成20年度（平成20年2月～平成21年1月）、そこでの進捗状況が公表されたというものでございます。

当区が昨年の3月に策定をしております「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」、この平成20年度から平成23年度の計画でございますけれども、そこでは子どもの読書活動について5つの数値目標を定めております。計画の取り組みの成果を数値としてとらえ、客観的に評価していこうということで、数値目標の進捗状況を把握することにしております。そしてそれを毎年度報告していくというものでございます。

今回、平成20年度の達成状況については下の表のとおりでございます。

1つは、区立図書館の子どもの延べ利用人数ということでございます。これは1番左のと

ころ、平成19年3月末というところで計画を策定したときでの基準値、これが小学生8万6,375人、中学生1万1,039人、合計で9万7,414人というところでした。そしてそれを平成24年1月末では、目標値として18%増の目標値を立てております。それが結果的に21年1月末の現在値ではどうだったかということでございますけれども、小学生以下では9万1,124人、中学生では若干減りまして1万941人、合計で10万2,065人ということで、合計では4.8%の増という形になったものでございます。

2番目の区立図書館における年間貸出冊数の増加でございます。これは計画策定時、小学生以下34万6,000冊、中学生では3万冊、合計で37万6,000冊というところの基準値でございます。平成24年1月末での目標値といたしましては、4%増の冊数を目標値として掲げておりました。それが平成21年1月末の状況では、小学生以下が36万4,074冊、中学生2万9,358冊、合計で39万3,432冊ということで、4.6%の増という形になったものでございます。

3番目の区立図書館における団体貸出の利用率の増加でございます。これは計画策定時、58%というところでした。これを24年1月末では20%増の78%まで上げていきたいと、こういう目標値を掲げておりましたけれども、21年1月末では65.7%ということで、7.7%の増という数値になったものでございます。

4番目といたしまして、区立図書館における団体貸出冊数の増加ということで、計画策定時の基準値といたしましては2万9,759冊、これが平成24年1月末では28%増の3万8,000冊ということで目標値を掲げておりました。平成21年1月末では3万2,103冊ということで7.9%増という形になったものでございます。

次の裏面をごらんいただきたいと思いますが、5番目の区立小・中学校児童・生徒の不読者率の減少ということで、これは1カ月間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合というものでございます。計画策定時の基準値といたしましては、小学校9%、中学校32%というものでございました。これを平成24年1月末では、小学校5%以下、中学校20%に抑えたいという目標を掲げております。平成21年1月末では、小学校3.8%、中学校は28.5%という数字になったものでございます。

当区では今後も平成23年度、24年1月末での目標値の達成に向けて取り組みを続けていくものでございます。

また、子どもたちにとって読書がより身近なものとなり大切な本と出会えるように、今年度新たに4つの新規事業を展開していきます。

1つは、絵本でふれあう子育て支援事業、これは3歳児向けの事業でございますが、保護者

や家族から大きな影響を受けて育つ未就学の子どもに対して、家庭において読書活動の推進を図っていこうということで、3歳児健診時に保健センターで読み聞かせを実施したり、図書館で3歳児に絵本を配付する、そういった事業を実施していこうというものでございます。

2番目の親力向上のための講演会開催ということで、子どもが読書好きになるためには、家庭で保護者が、みずから本に親しんでいる環境が大切だろうということで、読書に関する親力の向上を目指して、小学生の保護者を対象とした講演会を開催していこうという事業でございます。

もう1つは、読書塾の開催ということで、本が苦手な子どもに本と触れ合う機会を提供いたしまして、本にみずから手を伸ばすきっかけづくりのそういった会を目指していこうというものでございます。さらに、本を通して自分の頭で想像する、あるいはそれを形にする力、そういうところを身につけていっていただくというものでございます。

最後は、学校への司書派遣ということで、図書館の資料、情報を学校あるいは関連施設で利用できるように、そういった支援体制の整備を図って連携の強化を図っていこうというものでございます。

いずれも、平成21年度新規事業ということで、今後さらに詰めまして、また御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

木島委員長 はい、どうぞ。

文化観光国際課長 それでは、諮問第13号「近代以降の資料に関する取扱いについて」の答申について御報告をさせていただきます。

今回の文化財の当審議会の答申につきましては、平成21年3月21日に答申をいただいたものでございます。その内容については記書きのものでございますが、答申に当たりまして、平成17年12月に当教育委員会のほうで諮問された内容について、裏面に別紙という形でつけさせていただいております。諮問の趣旨について、ごく簡単に御説明をしたいと思います。

2枚目をお開きいただければと思います。

平成16年5月時点で、文化財保護法が改正されてございます。この当時の改正におきまして、保護の対象の拡大、それから建造物で行っていた保護の手法について、登録制度の拡充、文化財について、厳しい保護なり保存措置ということだけでなく、緩やかな保護制度を取り入れるということを主眼として法律の改正が行われました。

こうした法改正の趣旨を踏まえた上で、従来、新宿区の文化財につきましては、主に近世

までのものを文化財として取り扱ってきましたけれども、区内には大量の近代以降の資料が存在していると推測されることから、こうした法改正の趣旨を踏まえて、これらの近代以降の資料について、どのように保護なり保存をしていくのか、その仕組みについてお諮りをしたいということで、文化財の保護審議会に諮問をしていただいたものでございます。

そのことに対する答申の内容が1枚目の内容でございます。

枠囲みの中が答申内容でございます。

新宿区内には近代以降も多くの文化財が存在し、これらは現在の新宿の特徴や魅力の一部を担っている。近代以降の文化財については従前も分野を限定し指定・登録を行ってきたが、近年の文化政策の変化、資料が日々失われていく状況を踏まえ、より広範な情報の収集、保護、継承に取り組んでいく必要がある。以下、文化財保護審議会部会の報告を基に審議した結果について述べる。

1、対象でございます。対象は、原則として、近代以降高度経済成長期までの新宿区の変遷を物語る文化財とする。区内各地域の特色を構成する要素や固有の事象といった無形の文化財にも十分留意されたい。

2、手法、1に掲げる文化財を収集、保護するためには、その内容が多岐に亘りかつ大量に存在することから、これまでの文化財保護条例に定める指定・登録制度に加え、選定条件がゆるやかな新しいカテゴリーを創設し、直ちに指定や登録に該当しない文化財について取り組んでいくことが必要である。その対応は、単一の自治体のみでの取り組みでは難しい面があることを踏まえて、各種公共機関、学校、企業等多くの関係団体、個人との連携が重要である。

また、有形の文化財については、地域の中でそれらが保存・活用・継承されることが最善であることに留意されたい。

以上でございます。

この答申を踏まえまして、今後の取り組みでございますけれども、平成21年度、今年度でございます。区の学芸員を中心としたプロジェクトチームを立ち上げまして、引き続き新宿区文化財保護審議会の意見を聞きつつ、具体的な制度設計に向けての課題の検討・整理を行っていきたいというふうに思っております。

報告については以上でございます。よろしくお願いたします。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方はどうぞ。

これが質疑があると大変でございますが、大いに頑張ってください。よろしくお願いいたします。

次に、報告2について御質疑のある方はどうぞ。

はい、どうぞ、松尾委員。

松尾委員 ちょっと質問ですが、これは児童・生徒表彰者はどのように選ぶのか、年度というのは、いつからいつで、どういった形で表彰につなげていくのかというところが、わかる範囲で教えていただけると助かります。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 毎年2月の上旬に文書を発送いたしまして、2月から翌年までの1年間のサイクルの中で、表彰に値する人を、いわゆる対象が区立学校からの推薦、あるいは区立学校以外の学校や新宿区各町会長、あるいは地区青少年育成委員会、またはその他教育委員会が認めた団体からの推薦、このような形になっておりまして、そのような方々からの推薦によって、まず事務局のほうで集めまして、そして事務局の中で審議会を設けまして、その中で表彰者を選んでいくといったものでございます。

そして、その表彰の基準といたしましては、あ、い、う、えと4項目ございまして、あが人命救助やこれに類する行為、いが学校教育に関わるクラブ活動、部活動等の対外活動、コンクール等において著しい成果をおさめたとき、うとして、心身障害者、高齢者等に対する福祉活動やこれに類する行為を長時間にわたり継続的に実施したとき、そしてえとして、その他、表彰に値する行為を行ったときというこの4項目に該当しているかどうかといった判断材料で選んでいるものでございます。

以上でございます。

木島委員長 よろしいですか。

これで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、このギネスに挑戦の2人3脚ですかね、これはどこで行われたんですか。校舎ではちょっと難しいですね。

教育指導課長 牛込仲之小学校の校庭が狭うございまして、牛込第三中学校をおかりして土曜日に練習を積み、そしてそこを会場に本番を実施したというふうに聞いてございます。

以上でございます。

木島委員長 はい、ほかに。

これを見ますと、私なんかもわからない、結構いろいろ皆さん頑張っているんだなど、本当に感心いたします。こういう表彰というのは、ぜひその基準、もちろんあると思いますか

ら、それに沿って大いに表彰したほうがよろしいかなと考えております。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告3について御質疑のある方はどうぞ。

はい、どうぞ、白井委員。

白井委員長職務代理者 今回の取り組み、ビジョンの中で提案している体験学習というのをかなり具体化した企画として大変いい企画だと思います。

また、質問したいのは実施校なんですけれども、これは学校のほうが手を挙げたところが4校だけだったということなんでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。

特に、昨年度、牛込地区の校長会のほうで、グループでこのようなことができないかという検討をされていたというように私ども聞いております。ですけれども、最終的には私どもも検討し、そして校長会に投げて一緒に実踏にも行ってございます。そしてそれを踏まえまして、次年度、つまりは今年度実施したいところをということで手挙げ方式をやらせていただいたところ、最終的にこの4校から手が上がったということでございます。

以上でございます。

木島委員長 はい、どうぞ、白井委員。

白井委員長職務代理者 あと、ほかの学校の体験学習という面からお聞きしたいのですけれども、移動教室等の女神湖とか、そういうような中でも体験学習というのは取り組まれているのでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ、指導課長。

教育指導課長 まさに体験につきましては、いずれのところでも実施をしているところでございます。特に館山におきましては、海の近くでございますので、海にかかわるいろいろな体験をいたしますし、日光のほうにいきますと、今度は海ではないですけれども、広い大自然の中での散策等々もいたします。箱根というところでは、火山の噴火によりできた箇所等々も行きますし、また箱根に行く途中で鎌倉のあたりでおりまして、海にかかわる体験をするといったようなこともしているところでございます。

以上でございます。

木島委員長 はい、どうぞ、白井委員。

白井委員長職務代理者 本当に体験学習は幅広く、やはり小学生とかに体験していただいた

ほうが力になると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

去年でしたか、女神湖視察に行ったときに近くのところ、やはり農作業を提案されていたと思うんですけども、こんなに早く女神湖ではなく、伊那市との間でこういう体験学習を指導課のほうで進めていただいたというのは、かなり早い動きだと思いますので、ぜひその姿勢は今後も貫いていただきたいと思います。

木島委員長 ほかに。

はい、教育長。

教育長 2月に行われた環境学習発表会のときに、C.W.ニコルさんからDVD映像を使って森の持っている力のいい話を聞かせていただいて、小学生なども聞いていたのかなと思いますので、ぜひ森林体験学習の中で、そういう内容だろうと思うんですけども、十分に森の魅力に触れるようなプログラムを準備して実施できるように努力していただけないかと思っております。意見です。

木島委員長 はい、どうぞ、教育指導課長。

教育指導課長 本当になかなか大都会の新宿ではできない体験でございます。しかしながら、なかなかこれもバックアップして下さるところがないとできないといったところが実態でございます。そういった点では、本当に友好提携都市を結んでおります伊那市さんのほうで、本当に全面的なバックアップをして下さるといったようなこともございまして、今、皆様方から御意見いただきましたことをもとにしながら、ぜひ貴重な体験を子どもたちに多く味わっていただくよう努力したいと思います。

以上でございます。

木島委員長 伊那市というのは、もう1つ体験させてほしいのは、江戸時代から1番いいコンニャクができるところなんです。伊那市に非常に有名な伊那食品工業という工場があります。そこも非常に友好的な会社ですから、体験と言うと、コンニャクなんかも……、コンニャクじゃなくて寒天ですね。失礼しました。普通考えますと、どうして山の中で寒天ができるのかというような話になりますけれども、あそこは江戸時代から北海道で採れたテングサなんかを、わざわざあそこに持って行って、その伊那市が寒天をつくるのに1番適した気候なのだそうです。あそこは非常に有名なそういう工場がありますから、見学させてもらうとよろしいかなと思います。

ほかに。

ほかに御質問がなければ、次に……。

どうぞ、松尾委員。

松尾委員 いただいた報告の中にあります収穫予定の1田んぼ当たり600キログラムとありますけれども、1田んぼというのは、どのくらいの面積で全体の中のどのくらいになるのでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

教育指導課長 これがまさに10アール、1区画といったところでございます。この10アールを2区画、借り受けることにしておりますので、そういった点では、あくまでも収穫予定でございますけれども、600キログラムを2を収穫したいと。ただし、実際には田植えをして最後は刈り取りをするわけでございますので、途中JAの方々にしっかりと管理をしていただいて、収穫できるようにお願いするといったことになるものでございます。

以上でございます。

木島委員長 はい、どうぞ、松尾委員。

松尾委員 今のお話で、田植えと刈り入れというのがありまして、もちろんその途中も非常に大事な一連の流れが、農業にとって非常に大事なんだと思いますけれども、そういった中で、このプログラムの実施する時期というのが、農作業の流れとある程度マッチするような形で行われるほうがいいんじゃないかなと思うのですけれども、もっともこれは天候にも左右されるかもわかりませんので、難しいところではあると思いますけれども、その点については何か御検討されていますでしょうか。

木島委員長 はい、指導課長。

教育指導課長 松尾委員御指摘のとおりでございます。やはりやるからには実際の農家の時期に行かないと意味がないといったところでございます。そういった点で、まさに田植えの時期が、実は前後若干はなさるわけですが、ちょうど農家の方々が御自身の土地をある程度やって、そしてまだ田植えの時期というのが、この5月18日から22日ごろであれば可能な時期であるということ。また逆に収穫の時期におきましても、農家の方々が収穫し、そして引き続いてやるような時期という、やはり限られたこのような時期になるといったところで、限られた中で大体2校、2校くらい受け入れてもらえるだろうという中で、今回組ませていただいているといったところがございます。

以上であります。

木島委員長 よろしいですか。

それと、その途中を見たいとなると、行った学校が、例えば女神湖に行く時期とぶつかれ

ば、夏の間、行ったついでにその間見るということも可能ですよね。それは計画の中に。

はい、どうぞ。

教育指導課長 御指摘のとおりでございます、夏季施設で、もし女神湖に五、六年生が行かれるという場合におきましては、その6年生、この2校が女神湖に行かれる場合には、おっしゃったようなプログラムが可能になると思います。ただし実際には、伊那市さんとはまだそこら辺を詰めておりませんが、写真とか、あるいはビデオ等々での状況をお知らせいただくというような手だてもございます。

そして、また先ほど松尾委員もおっしゃられたように、やはり単なる田植えと収穫だけではない、やはり農業について学ぶということも重要になってまいります。それにつきましては、実はここだけでは当然体験できませんので、この大都会の新宿の中でも、バケツを用意いたしまして、この学校の中での田んぼを、本当にわずかながらつくり、そして半年かけて子どもたちが育て、そして収穫をするという、そんなような体験も、本当に規模では大変少ないですし、農家の御苦労まではわからないかもしれませんが、しかし学ぶという、そのような学習も並行して行っているところがございますので、すべては体験できませんけれども、そのようなこととあわせてということで御了解いただければと思います。

以上でございます。

木島委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告4について御質疑のある方はどうぞ。

はい、どうぞ、松尾委員。

松尾委員 今回、数値目標についての御説明でしたけれども、数値目標を達成するために、どういう施策を行って、その数値目標を達成するという計画であるのかについて御説明いただければと思います。

木島委員長 はい、どうぞ。

中央図書館長 今回、この「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の中で、特に大きな3つの目標を掲げております。継続的な図書館利用の環境づくり、それから身近な読書環境の整備、それから学校における読書環境の整備と、それらを各施策の中に落とし込みまして、計画の中にいろいろな事業を落とし込んでおりますけれども、大きく申し上げれば、今の申し上げた目標それぞれに施策を落としまして、そして各課、教育委員会の中で、図書館だけではなくて教育指導課、あるいは学校運営課、こういったところの連携を図りながら各事業の評価をするためにはどういう評価を行えばいいのか。その場合に、何を行ったかという評

価ではなくて、どういう効果があったのか、そういういわゆる成果指標という指標をしていく必要があるだろうということで、今回こういった5つの指標に基づいて進捗状況を報告させていただいたというものでございます。

木島委員長 はい、いいですか。

はい、松尾委員。

松尾委員 図書館をめぐる環境という点に関しましては、昨今、インターネットであるとか、ITの進歩といたしますか、普及に伴いまして、例えばその情報を調べるという機能に関して言いますと、インターネットを使って検索することができたり、いろいろなサイトから情報を得ることができるというふうになってきておりますので、そういう意味での図書館の機能というのは、昔とちょっと変わってきているかなという感じが1ついたします。

それから、本を読むということに関しても、最近ではやはりインターネットを通じて書籍をダウンロードして読むということが可能になってきておりますので、これをまた図書館に行って本を読むという、あるいは自分で本屋さんに行って本を買うという以外の書籍との接し方というのが出てきているわけです。

そういった環境の変化の中で、図書館というものをどう位置づけていくのか。また私が思うところでは、1つは図書館というのは、やはり静謐な環境の中で落ち着いて1つの本に取り組むというのには、やはり図書館という環境がすばらしいものだというふうに思うわけです。

そういった中で、例えば年間貸出冊数の増加という数値目標がありますけれども、私の考えでは、必ずしもその貸出冊数が伸びなくても、図書館の中でじっくり落ち着いて本を読む環境があるのであれば、最近の環境の変化の中では、そういうやり方もよいのではないかなというふうに感じているところなんですけれども、そういったところについて、いかがでしょうか。

中央図書館長 今、委員のほうから図書館のいろいろな役割についてお話をいただきました。私どもも、その本を貸し出すというほかに、インターネットを活用して資料を調べることができる、あるいはレファレンス機能、お客さんに対して必要な資料をいつでも必要なときにお届けすることができる、こういった機能をあわせて、図書館の役割というのは非常に見直しをされていると思いますし、そういった意味で今、充実を図っているところでございます。

そして、今、区立図書館における年間貸出冊数の増加というところで御意見ございましたけれども、確かに必ずしも貸し出しを受けなくても、図書館に来ていろいろな資料を調べて

いただける、そういうことによっても私どもは図書館の利用者が伸びているというふうに思っておりますけれども、ただそれを数値的にどう把握していくかということになりますと、利用人数とか貸出冊数の増加とか、こういったところでどういう効果があったのかという一つの指標として、こういうようなところを仮定させていただいていると、このように考えているところでございます。

木島委員長 はい、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ、白井委員。

白井委員長職務代理者 利用人数のところ、中学生の数が余り、伸び悩んでいるような感じが見受けられるのですが、これについてはどのような原因と考えていますか。

木島委員長 はい、図書館長。

中央図書館長 こから辺については、1月の時点で出てから、私どもも今後、この原因についてはやはり広く調査をかけていきたいというふうには思っておりますけれども、中学生になりますと、例えばCDとかビデオ、あるいはDVD、それからやはり忙しい時間の中で、なかなか本を読もうというところの時間を、本人次第ではあるのですが、なかなかいろいろな媒体がある中では、そういったところの本にわざわざいなくても、そういうような中学生も伸びているのではないかというふうに私ども思っております。

ですから、その辺のところを今後、中学生に対しても本を読む楽しさ、そういったものをどう結びつけていくのか、この辺についてを今後も私ども検討してまいりたいと、このように思っております。

木島委員長 はい、どうぞ。

白井委員長職務代理者 その図書館の利用に関して、たまたまきょうの朝日新聞の投書欄で図書館の利用がしづらくなっているという、落ち着いて座っているというようなことが難しくなったという投書欄が載っていて、多分、新宿区在住の方の投書だったと記憶しているんです。そういう今まで利用していた方の、ホームレス対策があって余り長くいさせないようにしているんじゃないかみたいなことも書いてあったのですけれども、その辺、利用者の声というのがちょっとあるようだったものですら、ちょっと利用についてお聞きしたいのですけれども。

木島委員長 図書館長。

中央図書館長 今、委員の御指摘の記事は、たしか閲覧の場において2時間ぐらいで制限されてしまうみたいな、そういった記事が載っておりましたけれども、実際にそういうことは

なくて、2時間で排除するなんていうことはやっておりませんし、あれはどういうところでそういうふうな考えになったのかということで、私どもは対応していないことですので、この部分についてはちょっと詳細にこれから詰めていきたいなというように思っております、私ども2時間で制限したり、そういうような取り扱いは一切行っておりません。

白井委員長職務代理者 一応全国版に載りましたので、しっかりと図書館行政をやっているという姿勢を、また御報告をお願いいたします。

木島委員長 ほかに。

特に御質問がなければ、次に報告5について御質疑のある方はどうぞ。

はい、どうぞ、松尾委員。

松尾委員 今回、報告いただいた内容は、文化財保護の観点からの報告であるように思いますけれども、こういう文化財というのは、ここは教育委員会ですので、文化財というものは教育上、子どもたちの、あるいは生徒たちの教育のために有効に資するということも考えられると思いますので、そういう観点から文化財保護というものを見るという視点も必要かなというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

文化観光国際課長 今、松尾委員から、教育の観点からの文化財ということで御質問をいただきました。

例えば、新宿区には、新宿区の歴史博物館という施設がございます。あちらには有史以来、新宿の人たちの暮らしということを通して、江戸時代のものとかが、近代のもの、現代につながるものといういろいろな展示がしてございます。そうした中で、例えば博物館を御利用いただく場合には、学校のほうでお申し込みをいただく場合には、通常ですと博物館の入館料等をいただいているのですけれども、事前に御相談いただく場合には、お届けいただければ、そうしたものは免除というような規定も条例上、御用意しております。そうした中でも、いわゆる文化財行政の側からも、学校教育についてはきちんと引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

木島委員長 よろしいですね。

はい、どうぞ、羽原委員。

羽原委員 一度、新宿区内にある国宝から都の文化財、区の文化財のリストが、もしできているのなら、一度見せてほしいなど。間口を広げるという意味で、一度、これまで新宿区に何がどうなんだというあたりを、御参考まで教えていただければと。

それと、古文書類とか解読されていないような古文書、例えば太宗寺とか、そういう、あるということはわかっているけれども、まだ手をつけられない状態というようなものももしあれば、あるいは過去にこういうものが保存なり文化財候補にリストアップしたとか、そういうものがもしあれば、そんなものもわざわざつくる必要はないのですが、もし何かありましたら、無理をされない程度のことで結構なのですが。

木島委員長 はい、どうぞ。

文化観光国際課長 今、新宿区内の文化財の状況がわかるものというお話がございました。ちょっと実数だけ簡単に申し上げますと、例えば国が指定文化財になっているものが6件ございます。それから国の登録が3件、それから都の指定が11件、それから区の指定が97と、登録が39、昨年9月1日現在でございます。そうしたものを、これは新宿区の史跡めぐりの地図というもののなのですけれども、既にまとめているものもございますし、地図とリストが対比できるような形になっておりますので、後ほどまた別途、各委員には資料提供という形をとらせていただきたいというふうに思います。

それから、後段のまだまだあるだろうという部分でございますけれども、確かに、あるなしでいえば、恐らくあるというふうに考えてございます。文化財については、1つ1つのものについて教育委員会のほうから諮問をしていただいて、それを専門性の部分から文化財審議会のほうで調査をしていただいて、最終的に文化財に該当するかしないかというその流れの中でやっていくものなのですけれども、その中で諮問をして、まだ答申、調査中なものですとか。それからもう1つ、非常に文化財というのは難しいのが、物の持っている貴重さとか希少性ということとあわせて、所有者の同意ということが必ず必要な仕組みになっています。ですので文化財ということで、例えばお諮りをするのに当たっても、そこにあつたとしても文化財にかけていいですかという、そのところが出てこない、なかなか難しいというところがございます。その辺は物のもっている大切さ、文化財の大切さということを引き続き周知を図りながら一生懸命やらせていただければというふうに思っております。

木島委員長 よろしいですか。

ほかに、御質問。

はい、どうぞ、白井委員。

白井委員長職務代理者 今回いただいた答申を見ますと、対象がまず近代以降の分野も対象ということと、それから各地域の特色を構成するものも対象という形で、かなり広範囲な形を対象にしてほしいと、したほうがいいという大変重い答申が出ていると思うのです。実際

にこれを行政的に具体化するといった場合には、この後、プロジェクトチームをつくるということが今回、方針として出されていますけれども、一応、方向としてはプロジェクトチームをつくって、どんな形で具体化していこうというような形をお考えでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

文化観光国際課長 今、白井委員から非常に重い答申だというお話がございました。

率直に申し上げまして、従来、指定と登録という2つの概念の中で、かつ近世までのものということを中心に行ってきた文化財について、大きく時間軸を手前に引っ張って、かつ新しいカテゴリーを創設しろということですので、率直にこれは重たい課題だなというふうに思っております。

そうした中で、現在、新宿区には、私ども文化観光国際課には専門性を持った学芸員がおりますし、それから歴史博物館のほうにも、区からの派遣になっている学芸員ですとか、博物館のプロパーの学芸員というのも相当数おります。まずもってこうした専門性を持っている日夜実務にかかわっている職員に、この答申を踏まえて実効性ある施策なり事業をどういうふうに展開をしていくのか、それはしっかり考えさせたいというふうに思っております。

そうした中で、この4月以降、早急にまずはプロジェクトチームを立ち上げて、その中で、1つには文化財のカテゴリーというものについては、条例の第2条で定義という規定の中で、建造物ですとか絵画ですとか、幾つかのカテゴリーが決まっております。こうしたカテゴリーについて、基本的に新宿という地域の中で継承していくということが1つ大きなポイントになるのですけれども、例えばこのカテゴリーについて、法改正の部分を含めて広げる必要があるのかどうなのか、あるいはそれ以上のものも付加していく必要があるのかどうなのか。

それから、1つ1つの物の持つ希少性というようなところを判断するときに、その選定基準ですとか、選定の仕組みをどういうふうにしていくのか、また新しい概念ということですので、やはり物の価値というのは、一定の経過年数がたたないと評価が分かれてしまうということが文化財はあるんです。ですからその中で、ぶれのない評価を出していくためには、ある集団なり何なりの選定のリストみたいなものをつくって、その中で1つ1つのものを整合性の中で照らし合わせていくというような作業が必要になってくるのだというふうに思っております。

そうした内容について、少し細かな御説明になってしまいましたけれども、4月以降、早急にそうした内容については着手をしまして、基本的には今年度中に、何とか一定の方向性

までは導いていきたいなというふうに思っております。またその中で、場合によって条例の改正等々が必要な場合については、事前に教育委員会にも報告をさせていただきながら、そうした具体的な手続をお願いしていく段になるのかなと思っております。

木島委員長 ほかに。

はい、どうぞ。

白井委員長職務代理者 やはり教育目標の中で、教育委員会も郷土愛というような形を掲げていますけれども、やはりこういう地域というか、新宿区内の文化財というものを大事にしていく、またそれを教育課程の中で浸透させていただくということは、大変、教育的に意味のあることだと思うんですね。

今回、答申で、やはり新宿区内の文化財を掘り起こして1つの形、行政的な形にしてほしいという方が出ていますので、今、山田課長が言われましたように、一応、行政の対応は、その都度、節目のときに教育委員会の方向に報告していただくと、そういうような形でお願いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

文化観光国際課長 今、委員の御指摘がございましたように、今後の対応について、節目節目のところで、しっかり節目までに、逆ですね、まずはしっかり議論をさせていただいて、節目節目のところで、しっかり報告をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

木島委員長 はい、どうぞ、松尾委員。

松尾委員 先ほどの白井委員の質問の中で、区学芸員の話が出てまいりまして、それに対して専門性という中でというお答えだったと思いますが、考えてみますと、区学芸員というのは、これまである文化財について専門的に仕事をなさっている方ということになりますよね。今、答申で掲げられていることというのは、これまでにない新しいものを文化財として見ていこうというお話だと思うのですけれども、そうしますと、区学芸員を中心としたプロジェクトチームということですが、区学芸員の方にも、その中にそれぞれ御専門があるかと思えます。もし、その御専門から外れる部分について新しいカテゴリーで、これまでにない文化財ということですから、いろいろ意見を聞いたりして、まとめていかなければならない部分があるかと思うのですけれども、そういった部分について、どのようにしていくかということは、お考えがあるのでしょうか。

木島委員長 はい、どうぞ。

文化観光国際課長 今、学芸員の専門性についての御質問がございました。

学芸員は大きく分けると、いわゆる埋蔵文化財、地面の下のものについて専門的に取り扱っているもの、これも例えば縄文ですとか弥生ですとか、古い時代のものから、近世江戸のものなんかは、ある意味、得意というんですか、知っているものなんかもあります。それから地上の建物ですとか、それからそのほかのものについても、有形の文化財では仏像ですとか、いろんな絵画ですとか、あるかと思うのですけれども、それぞれ専門性があるかと思えます。

区の学芸員、地下の文化財だけではなくて、いわゆる地上物なんていう言い方をしますけれども、そうしたものを専門に取り扱っている学芸員も何人もあります。またそれだけではないだろうという部分については、一方で御指摘の部分もございまして、その中で、ある意味、この文化財審議会の委員の先生のお力なんかもかりながら、特定のカテゴリーなり領域ということについて、どうしてもやっぱりこういう部分で知恵が欲しいよねというようなところは、外部人材の登用という言い方までが適切かどうかはあるのですけれども、そうした方のお力なんかもかりながら、しっかりとした議論をやっていきたいというふうに思っております。

木島委員長 よろしいですか。

報告6 その他

木島委員長 ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告6その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。はい、どうぞ。

教育政策課長 本日は特にございません。

木島委員長 報告事項は以上で終了いたします。

以上で本日の教育委員会は閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 3時01分閉会